

広 情 審 第 2 号
平成 1 5 年 2 月 4 日

広 島 市 長 様

広島市情報公開審査会
会長 大 賀 祥 充

公文書部分開示決定等に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 1 4 年 8 月 3 0 日付け広段工第 5 3 号及び平成 1 4 年 1 0 月 2 8 日付け広段工第 7 0 号で諮問のありましたこのことについて、別添のとおり答申します。

答 申 書

平成14年8月30日付け広段工第53号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関の決定は、妥当です。

2 異議申立ての趣旨

平成14年7月9日付け異議申立書の趣旨は、同年6月27日付けの「平成11年10月26日小田助役対段原再開発住民運動の協議・議事録」の開示請求に対し、実施機関が、同年7月5日付け広島市指令段工第1号で公文書部分開示決定をしたことの取消しを求めるというものです。

3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書での異議申立人の主張は、おおむね次のとおりです。

- (1) 協議録が不備のため、再発行してください。
- (2) 協議した内容が、ほとんど記載されておらず、あまりにも市民を軽視しすぎています。(要旨)となっているが、要旨もほとんど記載されておらず、要旨にも、ほとんどなっていません。
- (3) 助役と市民の協議は大切なものです。この程度の協議録が満足に作成できないレベルの低さが、53万円/坪が100万円/坪に上がった一つの大きな要因になっています。
- (4) 市職員の名前を開示しない理由は、ありません。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書による主張は、おおむね次のとおりです。

- (1) 本市は、議事録文書を作成しておらず、議事録文書は存在していないため、議事録文書の提出を求める申立人の主張には、理由がありません。
- (2) 議事要旨文書には、要旨ではあるが本件協議の内容を記録しているのだから、議事要旨文書を請求文書として特定したことについて、違法又は不当な点は認められません。
- (3) また、本件協議に出席した市職員の名前は開示されており、「市側」という表現は

議事要旨文書そのままであり、議事要旨文書に記載されたものを不開示としたものではないため、市職員の名前を開示しない理由がないとの申立人の主張には、理由がありません。

(4) その他、本件処分には、違法又は不当な点は認められません。

5 審査会の判断

異議申立人は、以前にも、平成13年7月9日付けで「段原土地区画整理事業の平成11年11月に行った清算金についての8回の地元説明会の議事録」の開示請求をしています。

これに対する実施機関の部分開示決定に対しては、同年8月29日付けで異議を申し立てられています。このときにも、異議申立人は、本件部分開示決定において公文書の一部を不開示にしたことについては何の主張もなく、部分開示した公文書に市側の発言が記されていないことと、正確な（要約ではなく、逐語的な）議事録が作成されていないことについてのみ主張しています。

これについて実施機関の諮問を受けた当審査会は、部分開示した公文書に市側の発言が記されていないことと逐語的な議事録が作成されていないことについて審議し、実施機関の決定は妥当であるとの結論を、平成14年5月31日付け広情審第15号で答申（以下「前回答申」という。）しています。

前回答申の事案と、今回、当審査会が諮問を受けた事案とを比較しますと、以下の事実が認められます。

開示請求のあった公文書は、同様の協議録です。

実施機関が不開示とした部分とその理由には変更がありません。

広島市情報公開条例は、平成14年10月3日に独立行政法人等に関する情報の取扱いの点で改正されましたが、本件公文書は、この改正とは関わりがありません。

異議申立人及び実施機関の主張には、変更がありません。

すなわち、前回答申の事案と、今回、当審査会が諮問を受けた事案とは、判断の前提となる諸要素が同じであるため、前回答申の審査会の判断理由の部分を全て引用して、「1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりです。

年 月 日	処 理 内 容
平成14年 8月30日	実施機関から、諮問第24号を受理

平成15年 1月20日
(第1回審査会)

審議